

沖縄県再犯防止推進計画（概要）

計画策定の背景

平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）が公布・施行され、地方公共団体は地域の実情に応じて必要な施策を策定・実施する責務を有することが明記されるとともに、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされた。

これをうけ、誰一人取り残すことのない「沖縄らしい優しい社会」の実現を目指し、罪を犯した者等が立ち直り、再び地域社会の一員となれるよう沖縄県再犯防止推進計画を策定することとした。

計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止推進計画

計画の基本方針

犯罪をした者等が、自らの責任を自覚し、社会復帰のために努力することを支えるとともに、地域の理解と協力を得て孤立することなく、再び社会を構成する一員となり共に歩むことを本県の実情に応じて支援する。

支援の実施により、再犯を防止し、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

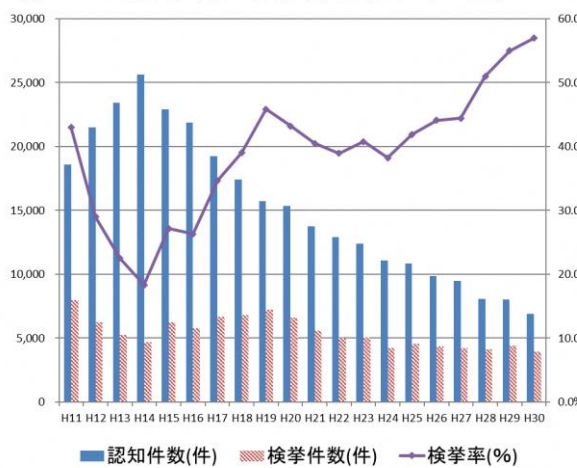
計画の推進にあたっては、「沖縄県SDGs推進方針」に基づき、関連するSDGsの要素を反映することとする。

計画の期間

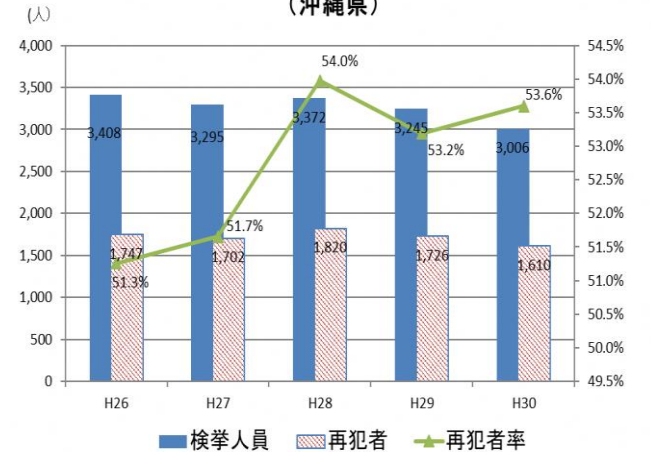
令和2年度から令和6年度までの5年間

現状

刑法犯認知件数、検挙状況等の推移



刑法犯検挙人員中の再犯者数等の推移（沖縄県）



沖縄県における刑法犯の認知件数は平成14年の25,641件をピークに年々減少しており、平成30年には6,878件と復帰後最少になっている。

刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率(再犯者率)は、平成30年には53.6%となっており、全国ワースト2位である。

成果指標

刑法犯検挙人員中の再犯者数

平成30年 1,610人



令和6年度末 ※ 1,466人以下

※平成30年の再犯者率全国平均48.8%に相当する人数
平成30年検挙人員3,006人 × 48.8% = 1,466人

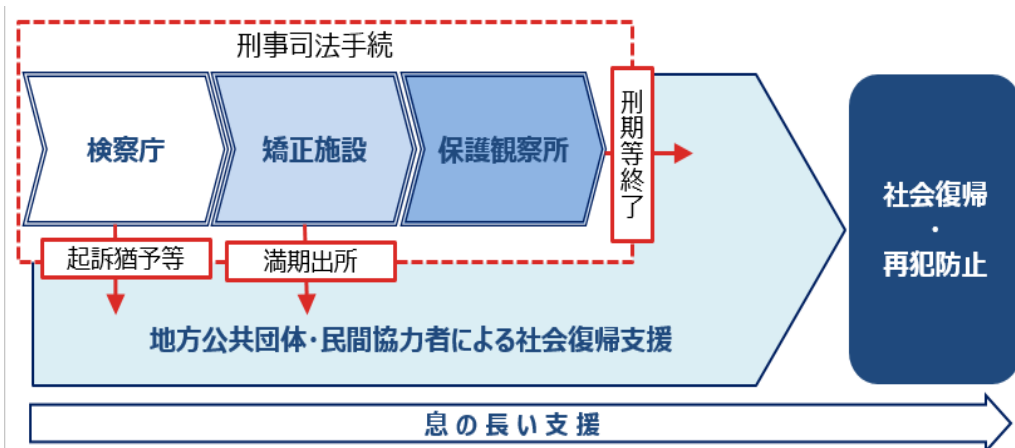
計画策定の趣旨

犯罪をした者等の中には、貧困や障害、依存症等、地域社会で生活する上で様々な生きづらさを抱えている者がいる。

再犯を防止するためには、犯罪をした者の一人一人複雑に絡み合った背景に目を向け、一貫性を持って継続的に対応していく必要があるが、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、地域に戻った後適切に支援に繋がらず、再犯を繰り返すことが少なくない。

そのため、社会に復帰した後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して切れ目なく実施する必要がある。

このような状況を踏まえ、県では沖縄県再犯防止推進計画を策定し、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を実施する。



支援施策の展開

1. 国、市町村及び関係団体との連携強化のための取組
2. 就労・住居の確保のための取組
 - (1) 就労の支援
 - (2) 住居の確保
3. 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組
 - (1) 高齢者又は障害者等への支援
 - (2) 薬物、アルコール依存を有する者への支援
4. 非行の防止と学校等と連携した就学支援
 - (1) 非行の防止
 - (2) 学校等と連携した修学支援
5. 犯罪をした者等の特性に応じた取組
6. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の促進のための取組
 - (1) 民間協力者の活動の促進
 - (2) 広報・啓発活動の促進